

# 令和5年第9回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和5年9月25日(月) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後2時00分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信	議事参与制限委員数	なし	傍聴者数	1名				
出席した事務局職員		事務局長：堀口 二三夫 事務局長補佐：高橋 和宏 主事補：月岡 颯空							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	松原 良治	○	9	藤牧 重徳	○	推4	西口 学	○
	2	原口 幸雄	○	10	坂本 等	○	推5	福嶋 志信	○
	3	長谷川 隆	○	11	野村 清太郎	○	推6	安達 彰	○
	4	四方田 芳泰	○	12	佐藤 文雄	○	推7	町田 貴	○
	5	町田 雅文	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	伊藤 光雄	欠
	6	松本 由紀子	○	推1	金井 豊	○	推9	筑 幸広	○
	7	関根 豊	○	推2	堀内 康男	○	推10	新井 美範	○
	8	木村 豊	○	推3	金井 眞澄	○	推11	須川 朋和	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
	議 長	<p>ただいまから、令和5年第9回農業委員会の総会を開会したいと思います。 出席委員は、13名全員が出席です。定足数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
議事 日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人を指名します。 議事録署名人は、9番 藤牧委員、10番 坂本委員をお願いいたします。 書記は、事務局の高橋君、月岡君を指名いたします。</p>
日程第2 第26号議案 第8回総会保留分の農地 法第5条の規定による許 可申請について	議 長	<p>続きまして、日程第2に移ります。 第26号議案 第8回総会保留分の農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。 農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>本案件は、先月の総会で事業計画が明確でないことから保留となった案件の再審議になります。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。申請地につきましては、議案書4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。 先月の総会后、申請者に確認した事項についてご報告いたします。 まず、申請者の(有)〇〇ですが、このようなレジャー施設の運営実績は無いとのことですが、園芸用堆肥の製造販売や牛舎の設計建築を手掛ける中で、関係各社の仲介により、〇〇大学と循環型農業に</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p data-bbox="501 1114 595 1150">議長</p> <p data-bbox="501 1310 622 1347">木村委員</p>	<p data-bbox="763 300 1686 331">関する共同研究を行う契約を2022年6月に締結しているそうです。</p> <p data-bbox="763 347 2119 427">転用事業については、広く広告宣伝しなくてもこういった仲間内の中でも参加したいという希望者が既に数名いるそうで、気の合う仲間たちと作物を育てながら過ごすことを主な目的としているようです。</p> <p data-bbox="763 443 2119 619">事業運営が成り立つのか、管理体制をどうするかなど、事業運営については手探りの状況ではありますが、代表の〇〇様がフレキシブルに対応し、苦情が出ないようゴミ処理や騒音には特に気を付けていくということでした。計画の詳細につきましては、6ページの土地利用計画図と、別添の参考資料をご確認ください。</p> <p data-bbox="763 635 1921 667">また、補足としまして、本案件の申請までの経緯を簡単にご説明させていただきます。</p> <p data-bbox="763 683 2119 810">1年程前に宿泊棟やレストラン付きの貸農園を開設したいと話があり、市民農園整備促進法や特定農地貸付法による開設で協議しましたが、同社は〇〇市の法人で営農実績も無いことから、町の承認を得る見込みが立ちませんでした。</p> <p data-bbox="763 826 2119 906">その後、県とも協議を進める中で、5条申請で農地全体をレジャー施設的な用途で転用し、そのメニューの1つに貸農園があることは問題ないということになり、本計画で申請に及んだところです。</p> <p data-bbox="763 922 2119 1002">なお、当初の計画にあった宿泊棟やレストランなどについては、営業許可の関係で無くなったものと思われる。</p> <p data-bbox="763 1018 1570 1050">説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p data-bbox="763 1114 1686 1145">1番の地区担当委員は私ですが、特に補足する意見はございません。</p> <p data-bbox="763 1161 1272 1193">それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p data-bbox="763 1209 1771 1241">申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p data-bbox="763 1305 2119 1441">先月も話しましたが、定款にキャンプ場運営などの記載がないですね。法人が新たに事業を始めるのに定款も変更しないで土地を取得して事業を行うのはどうなのか。今回の追加資料も私が何しますどうしますというもので、こういう施設はレジャー施設というのか分かりませんが、法人としてレジャー</p>

会議事項	発言者	顛末
	事務局	<p>事業を実施するのに定款も変えず、事務局はこれで良いと考えているのか伺います。</p> <p>ご指摘のとおり、定款にはキャンプ場の運営などの記載はありませんが、今回お配りした資料に記載のとおり、同社では今回の事業は「園芸用堆肥の製造販売」、「コンテナハウスの設計、販売、設置」及び「不動産の管理及び利用」に付帯する事業として実施するということで回答いただいております。</p> <p>本来であれば定款にレジャー施設の管理運営などを加えるべきものかもしれませんが、変更を強制するものでもありませんので、問題は無いものと考えております。</p>
	木村委員	<p>たとえば、「園芸用堆肥の製造販売」はどう解釈すれば関係あるのでしょうか。ほかのコンテナハウスや不動産についても、拡大解釈しても関係あると言えるのか疑問ですが、いかがでしょうか。</p>
	事務局	<p>書類に細かい記載はないですが、配置図の中で管理事務所や休憩所としてコンテナが多数設置されていますし、貸農園の部分でも自社製品を使っていくものと考えられます。販売をするのか、実験的に使うのかは分かりませんが、まったく関係ないとまでは言い切れず、宣伝効果もゼロではないと考えております。</p>
	原口委員	<p>この会社は本当に園芸用堆肥の製造などをやっているのですか。</p>
	事務局	<p>〇〇市の会社なので確認したわけではありませんが、〇〇大学のプレスリリースに記載があるとおり、〇〇大学と循環型農業（SDGs）に関する共同研究契約を結ぶなどしているようですので、その辺はしっかりした会社だと思っています。</p>
	町田委員	<p>申請地の隣には住宅が1件あると思いますが、この家の方はこの転用を承知しているのでしょうか。</p>

会議事項	発言者	顛末
日程第3 第27号議案	事務局	この家は渡人の実家です。現在は空き家になっているようです。
	原口委員	企業が転用で申請すれば、こういうレジャー施設は問題なく転用できるものですか。
	事務局	最初の相談では貸農園ということでしたので、同社は営農要件を満たせず3条許可や利用権設定はできないと考えておりましたが、転用となれば営農要件はありません。申請地は2種農地ですので、他法令の許認可や土地の代替性など許可要件さえ満たしていれば転用は可能です。
	佐藤委員	〇〇市の会社がこの土地の転用を申請するまでには誰か仲介した人がいて、話が進む中でこういう計画ができたのでしょうか、転用には立地基準や一般基準など要件があります。事業が転用基準に合致すれば、先ほど木村委員からこじつけではないかという話もありましたが、これだけの資料を出していますので、私としては特に問題はないのではないかと考えています。
	坂本委員	この件では町に開発協議はあったのですか。コンテナだと対象外ですか。
	事務局長	開発協議会は先月済んでおりまして、問題なしという結果が出ています。
	議長	そろそろ採決に入ってよろしいですか。それでは採決に入ります。 第26号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔賛成多数〕
	議長	賛成多数ということで、第26号議案1番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。

会議事項	発言者	顛末
農地法第3条の規定による許可申請について	<p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>藤牧委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>第27号議案 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。</p> <p>農地法第3条第1項の規定により、別紙許可申請に対する処分を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p> <p>申請番号1番についてご説明いたします。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書7ページに記載のとおりです。申請地につきましては議案書8ページの位置図、9ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況については、多少草が生えておりましたが、違反等もなく適正に管理されておりました。</p> <p>譲受人は主に白菜や玉ねぎ、里芋の栽培をしており、農業用機械はトラクターを4台、耕耘機を2台、田植機を1台所有しているとのことです。</p> <p>農地を手放したいと考えていた譲渡人と、利用権設定で申請地を借り受けていた譲受人との間で売買の話がまとまったため、今回の申請に至りました。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしくをお願いします。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>特にありません。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>無いようなので採決に入ります。</p> <p>第27号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>

会議事項	発言者	顛末
	議長	<p>全員賛成ということで、第27号議案1番については原案のとおり許可といたします。</p>
	議長	<p>続きまして、日程第4に移ります。</p> <p>第28号議案 神川町農用地利用集積計画（案）について を議題とします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>件数が多いため、初めて利用権を設定する方など主だった案件についてご説明いたします。</p> <p>申請番号6番については、町内にお住まいで、主に米や露地野菜の栽培をしています。農機具はトラクター、もみすり機、コンバイン、トラックをそれぞれ1台所有しているとのことです。新規に利用権設定の申請がありました。</p> <p>申請番号7番については、町内にお住まいの方で、主に玉ねぎやジャガイモを栽培しています。農機具は耕運機を1台所有しており、その他農機具は借りて耕作しているとのことです。新規に利用権設定の申請がありました。</p> <p>申請番号8番は町内にお住まいの方で、主に米の栽培をしています。農機具は乾燥機を4台、トラクター、田植機、コンバインを3台、もみすり機を2台所有しているとのことです。これまでは相対で農地を借りてご兄弟と一緒に耕作していたようで、今回新規に利用権設定の申請がありました。</p> <p>申請番号11番、12番は〇〇市にお住まいの方で、主にジャガイモやネギの栽培をしています。農機具は耕運機を6台、トラクターを2台、トラックを1台所有しているとのことです。新規に利用権設定の申請がありました。</p> <p>申請番号13番から32番は〇〇（株）による麦の期間借地です。受人は〇〇（株）になっておりますが、構成員である渡人が経由転貸人として作付けを行います。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>

会議事項	発言者	顛末
その他	議 長	説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。 農用地利用集積計画（案）について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
	木村委員	8番は10アール当たりの金額が高いようですが、何かあるのですか。
	事務局	金額に括弧が無いものは10アールあたりではなく、筆面積での金額になっております。
	議 長	ほかによろしいですか。無いようなので採決に入ります。 第28号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕
	議 長	全員賛成ということで、第28号議案については原案のとおり決定いたします。 以上で全ての議案審査が終了しました。慎重審議ありがとうございました。
	議 長	協議・報告事項はありませんので、最後にその他になります。事務局よりお願いします。
	事務局	・第10回農業委員会総会について
閉 会	議 長	以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会といたします。 お疲れ様でした。